

§ 埋葬料（費） §

埋葬料（費）の支給

問 私は従業員七人を使用する町工場を経営している。先月、従業員の一人が病死した。この従業員は天がい孤独の身上で、遺体の引き取り手もなく、私が葬式を行つた。聞くところによると、健康保険から埋葬についての給付がなされることがあるが、このような場合も健康保険から支給されるのか。

答 被保険者が死亡したときは、その遺族についての生活保障のほか、埋葬の費用が必要となるが、健康保険は短期保険であることから、埋葬に要した費用を支給することとし、長期の遺族の生活保障は厚生年金保険で行うこととされている。

健康保険の埋葬に関する給付としては、埋葬料と埋葬費とがある。

まず、埋葬料は、被保険者が業務外の事由によって死亡したときに、その被保険者によって生計を維持した者であつて、埋葬を行うものに対して支給され、その支給額は政令で定める額五万円へ平成一八年一〇月施行▽とされている。

埋葬料の支給事由である死亡の原因については、自殺についても、次のように取り扱われており、死亡の原因は問わない。つまり、自殺については、死亡は最終絶対的な事故であり、また、自殺そのものと埋葬料の受給権者は直接的関連がないことから、給付制限には該当しないものとされ、この場合は、埋葬料は支給することとされている。

また、受給権者の要件である「被保険者により生計を維持した」という生計維持関係は、被扶養者に要求されている生計維持関係より緩やかになっている。つまり、被扶養者の場合は、「主として」生計を維持されていることが必要とされているのに対し、埋葬料の場合は、生計の一部を維持された場合も含まれる。このほか、被扶養者の場合は、直系尊属、配偶者及び子以外の者については、生計が同一であることを要件とするが、埋葬料の場合は、この要件は必要とされない。受給権者となる者の範囲についても、被扶養者の場合は、三親等内の親族に限っているが、埋葬料の場合は、それ以外の者であっても受給権者の範囲に含まれる。

埋葬を行う者は、現実に埋葬を行った者をいうのではなく、客観的にみて埋葬を行うべき者、いわゆる埋葬義務者と認められる者をいう。埋葬義務者は法律的には定めがないが、慣習によって判断することとされ、たとえば、「子死」のときは父または母、父死亡のときは母または長男というように社会通念によってきめられる。

次に、埋葬費は、被保険者が死亡したときににおいて埋葬料の支給を受けるべき者がないときに、実際に埋葬を行った者に対して支給され、その支給額は、政令で定める額五万円△平成一八年一〇月施行▽の範囲内で、実際に埋葬に要した費用相当額が支給される。

「埋葬料の支給を受けるべき者がないとき」とは、例え、その被保険者により生計を維持した者がいない場合であって、全然、生計を維持されていなかつた父母等が埋葬を行つたとき等の場合である。

支給額は、埋葬に直接要した実費であるが、これには、靈柩代又はその借料、靈柩運搬人夫賃、死者靈前供物代、僧侶への謝礼、火葬料等が支給額の対象となる。

したがつて、設問の場合には、死亡した被保険者により生計を維持した者がいないものと推察されるので、実際に埋葬を行つたあなたに対して埋葬料が支給されることとなり、その支給額は政令で定める額五万円△平成一八年一〇月施行▽の範囲内で、その埋葬に要した費用が支給されることとなる。

△参照条文△

健康保険法第一〇〇条

△参考例規△

*自殺

自殺による死亡は絶対的事故であり、埋葬料を支給する。

(昭二六・三・一九保文発七二一)

*行方不明

発動機船の甲板より転落して行方不明となり、なお死体発見にいたらないが当時の状況より死亡したものと認められるときは、同行者の証明書等により死亡したものとして取り扱う。

(昭四・五・一二保理一七〇五)

*生計を維持した者

「被保険者ニ依リ生計ヲ維持シタル者」とは、被保険者に依り生計の一部でも負担されていたものであるときは、埋葬料を支給すべきである。

(昭六・六・二六保規一三三)

*埋葬を行つた者

その被保険者により全然生計を維持されていなかつた父母、又は兄弟姉妹あるいは子等が、現に埋葬を行つた場合に

は当然「埋葬ヲ行ヒタル者」に含まれれる。

(昭二六・六・二八保文発二一六二)

*埋葬費の最低保障額

被保険者本人にかかる埋葬料の最低保障額は、埋葬費についても適用がある。

(昭四八・一一・七保険発九九)

府保険発二一九